

# さいたま市介護予防通所介護サービス運営規程

医療法人聖仁会

デイサービスセンターさくらの里

**医療法人聖仁会デイサービスセンターさくらの里**  
**さいたま市介護予防通所介護サービス運営規程**

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人聖仁会(以下「事業者」という。)が開設する医療法人聖仁会デイサービスセンターさくらの里(以下「事業所」という。)が行う、さいたま市介護予防通所介護サービス(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、適正な介護予防通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、地域包括支援センター地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人聖仁会デイサービスセンターさくらの里
- 二 所在地 埼玉県さいたま市桜区大字上大久保 830 番地 1  
西部在宅ケアセンター2F

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤兼務職員)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 1人以上  
利用者及びその家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との調整を行う。
- 三 看護職員 2人以上  
利用者の健康状態を管理し、衛生上の指導及び心身の状況に応じた看護を行う。
- 四 介護職員 4人以上  
介護予防通所介護サービスの提供にあたる。
- 五 機能訓練指導員 1人以上  
日常生活を営むために必要な機能の回復及び維持のための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く

二 営業時間

月曜日から土曜日 8時30分から17時30分までとする。

三 サービス提供時間

月曜日から土曜日 9時から17時までとする。

(事業の単位及び利用定員)

第6条 事業の単位及び利用定員は、次のとおりとする。

一 単位 1単位

二 利用定員 20人

(サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第7条 介護予防通所介護サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

一 食事の提供

二 入浴

三 機能訓練

四 健康管理

五 送迎

2 その他の費用として、次に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。

一 食費 740円

二 おむつ代 実費

三 レクリエーション費 実費

四 その他日時用生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、下記のとおりとする。

一 さいたま市桜区

二 さいたま市中央区

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 気分が悪くなった場合は速やかに申し出ること
- 二 事業所の施設及び設備は他の迷惑にならないよう利用すること
- 三 その他管理上必要な事項に協力すること

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービスの提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、適切な処置を行うとともに、必要に応じ主治医及び利用者の家族への連絡する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火設備その他非常災害対策に際して具体的な計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(相談・苦情対応)

第12条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 提供した介護予防通所介護サービスに関し、市町村が行う文書その他の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは紹介に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した事業に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 提供した介護予防通所介護サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する介護予防通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、地域包括支援センター、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(個人情報の保護)

第 15 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 介護予防通所介護サービス事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- |         |            |
|---------|------------|
| 一 採用時研修 | 採用後 3 ヶ月以内 |
| 二 継続研修  | 年 2 回以上    |

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する。
- 4 個人情報保護については、別に規程を定めるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人聖仁会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 30 年 04 月 01 日から施行する。

この規程は、令和 03 年 05 月 01 日改定施行する。

（第 14 条虐待防止に関する事項追加）

この規程は、令和 04 年 07 月 01 日改定施行する。

（第 6 条利用定員の変更 25 人⇒20 人）

この規程は、令和 05 年 04 月 01 日改定施行する。

（第 5 条営業日の変更 祝日及び国民の休日は営業する。）